

令和 5 年 4 月 2 8 日

居宅介護・重度訪問介護・同行援護
行動援護・重度障害者等包括支援
自立生活援助・施設入所支援
地域移行支援・地域定着支援
短期入所・日中活動系サービス

管理者 様

豊島区障害福祉課
課長 栗原 せい子

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の届出について

日頃より、本区の障害福祉施策にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

拠点等の地域の体制づくりを強化する観点から、次に掲げる 5 つの機能の一部を担う区内の各事業所については、運営規程に拠点等の機能を担う事業所として各種機能を実施することを規定し、当該事業所であることを区に届け出ていただき、さらに、拠点等として位置付けられていることを東京都に届け出ることで所定の加算の算定が可能となります。

豊島区では、令和 5 年 4 月 1 日より加算の算定の適用開始としますので、該当する事業所については、以下のとおり区への届出手続きをお願いいたします。

1 拠点等の 5 つの機能

(1) 相談

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

(2) 緊急時の受け入れ・対応

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

(3) 体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

(4) 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

(5) 地域の体制づくり

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

(厚生労働省通知「平成 29 年 7 月 7 日障障発第 0707 第 1 号」より抜粋)

2 届出により算定が可能になる加算

別紙「地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の届出により算定できる加算について」参照

3 届出手続きについて

- (1) 拠点等の機能を担う事業所は、拠点等の5つの機能のうち実施する機能に係る内容を運営規程に規定してください。
- (2) 以下の届出書類を東京都に書類を提出する前に障害福祉課施設・就労支援グループに提出してください。
 - ① 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所としての届出書（別記1号様式）
 - ② 変更後の運営規程の写し
- (3) 豊島区に上記の届出書類を提出し確認を受けてから、適用開始日の前々月までに東京都に必要書類を提出してください。

4 留意点

※届出を行う場合は、以下の機能を担うことを運営規程に規定する必要があります。

サービス種類	機能	留意点
居宅介護等訪問系 (居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援)	1 (2) 1 (4)	<u>事前に把握・登録等をしている緊急時に支援が見込めない世帯</u> について、緊急時の利用要請があった場合、 <u>可能な限り調整して対応</u> することとします。支給量の増が必要な場合は、特定相談支援事業所及び障害福祉課ケースワーカー（支給決定担当者）に速やかに連絡するようお願いいたします。
短期入所	1 (2) 1 (3) 1 (4)	<u>事前に把握・登録等をしている緊急時に支援が見込めない世帯</u> について、緊急時の受け入れ要請があった場合に、 <u>可能な限り調整して受け入れを行う</u> こととします。 また、緊急時の利用に備え、自宅以外の場で宿泊する体験の場としてもサービスの提供を行うこととします。
自立生活援助	1 (1) 1 (2) 1 (4)	緊急時において、利用者または家族等からの要請に基づき、速やかに利用者の居宅等を訪問し、一時的な滞在による相談支援を行うものとします。
地域移行支援	1 (1) 1 (3) 1 (4)	地域生活への移行に向けた相談支援の中で、障害福祉サービス事業の体験的利用や、ひとり暮らしに向けた体験的な宿泊支援の利用がスムーズにできるよう支援を行うこととします。
地域定着支援	1 (1) 1 (2) 1 (4)	緊急時において、利用者または家族等からの要請に基づき、速やかに利用者の居宅等を訪問し、一時的な滞在による相談支援を行うものとします。
施設入所支援	1 (1) 1 (3)	施設利用者が地域生活への移行に向けて地域移行支援の体験的な宿泊支援を利用する場合に、利用者に対する相談援助を行うとともに、地域移行支援事業所との情報共有や連

	1 (4)	絡調整、今後の支援方針の協議などを行うこととします。
日中活動系 (生活介護、自立 訓練、就労移行支 援、就労継続支援 A型・B型)	1 (1)	指定障害者支援施設において日中活動系サービスを利用する者が、地域生活への移行に向けて地域移行支援事業所が
	1 (3)	行う障害福祉サービスの体験的な利用支援を行う場合に、
	1 (4)	利用者に対する相談援助を行うとともに、地域移行支援事業所との情報共有や連絡調整、今後の支援方針の協議などを行うこととします。

※上記1 (4)については、医療的ケアが必要な方や行動障害を有する方、高齢化に伴い重度化した方に対して専門的な対応を行うための研修等に可能な限り積極的に参加するなどにより、体制の確保や人材育成に努める意思があることを前提に、機能を担っていることとします。

5 その他

- (1) 全ての事業所について、地域生活支援拠点等の機能の一部を担うことで、地域の体制づくりの強化にご協力をお願いいたします。
- (2) 届出事業所については、区のホームページ等で公表を予定しています。

【問い合わせ先：豊島区障害福祉課】

<届出に関する事> 施設・就労支援グループ 電話 03-3981-1786

<報酬の請求に関する事> 給付グループ 電話 03-3981-1963

<地域生活支援拠点に関する事> 管理・政策推進グループ 電話 03-3981-1766

<地域の体制づくりに関する事>

基幹相談支援センター（心身障害者福祉センター） 電話 03-3953-2811